

第165期 定時株主総会招集ご通知



開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



開催場所

千葉県袖ヶ浦市北袖25番地
当社千葉事業所総合事務所
4階大会議室

※末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

広栄化学株式会社

証券コード：4367

会議の目的事項

報告事項

第165期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 当社と住友化学株式会社との株式交換契約承認の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

100年の技術と信頼を明日へ



証券コード 4367
2026年6月8日
(電子提供措置の開始日 2026年6月1日)

株主各位

千葉県袖ヶ浦市北袖25番地
広栄化学株式会社
代表取締役社長 佐々木康彰

第165期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第165期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (https://www.koeichem.com/ir/annual_meeting.html)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトアクセスして、当社名（「広栄化学」）又は証券コード（「4367」）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使することができませんので、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2頁から4頁のご案内に従って、2026年6月24日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時
場 所	千葉県袖ヶ浦市北袖25番地 当社千葉事業所総合事務所 4階大会議室

会議の目的事項

報告事項

第165期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 当社と住友化学株式会社との株式交換契約承認の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の場合は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。
 - ・「第1号議案 当社と住友化学株式会社との株式交換契約承認の件」のうち「住友化学株式会社の定款の定め」「住友化学株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」
 - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

議決権行使方法についてのご案内

議決権行使には、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご検討の上、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合



株主総会開催日時

2026年6月25日(木曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます(ご捺印は不要です)。

当日ご欠席の場合

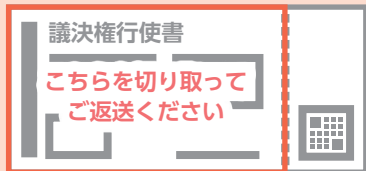
郵送(書面)によるご行使



議決権行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



電磁的方法(インターネット)によるご行使

「スマート行使」によるご行使



議決権行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時受付分まで

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



▶ 詳細につきましては3頁をご覧ください。

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使



議決権行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時受付分まで

当社の指定する下記議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って賛否をご送信ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

▶ 詳細につきましては4頁をご覧ください。

● 議決権行使のお取り扱い

1. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットと書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と書面による議決権行使が同日にされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

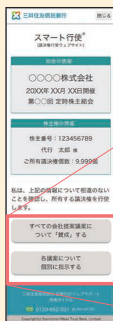
「スマート行使」によるご行使

1 QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス

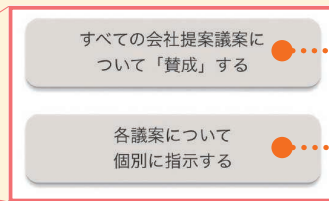


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

2 議決権行使方法を選ぶ



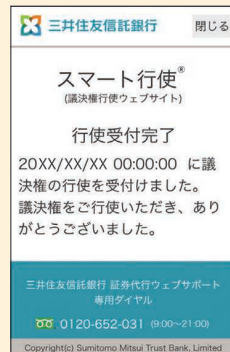
表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。
議決権行使方法は2つあります。



3 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

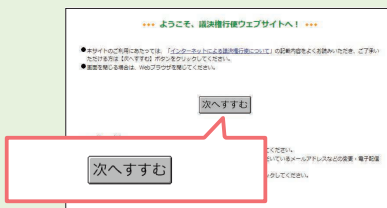
※画像はイメージです。
実際の議案とは異なります。

※スマート行使は、日本株主データサービス株式会社の登録商標です。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

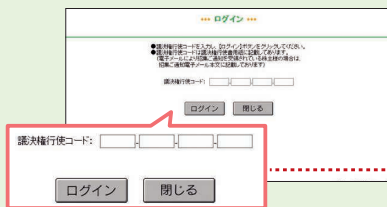


「次へすすむ」をクリック
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

スマートフォン・パソコン等の
操作方法に関する
お問い合わせ先

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
【電話】0120-652-031
受付時間 午前9時～午後9時

2 ログインする

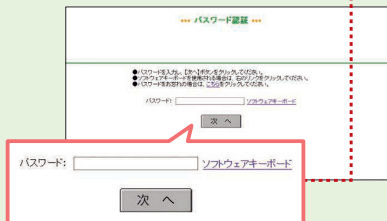


「議決権行使コード」※を入力し、
「ログイン」をクリック

議決権行使書用紙イメージ（裏）



3 パスワードを入力



「パスワード」※を入力し、
「次へ」をクリック

※「議決権行使コード」「パスワード」は、お手元の
議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている
面の左下に記載されています。

以降は画面の案内に従って賛否をご送信ください。

※インターネットによる議決権行使は、当社の
指定する議決権行使ウェブサイトをご利用
いただくことによるのみ可能です。
議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際
のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料
金等）は、株主様のご負担となります。

事前質問受付及びオンデマンド配信のご案内

本株主総会におきましては、メールにて事前質問の受付をさせていただきます。

事前質問受付



以下メールアドレスに、必要事項を入力したメールをお送りください。

- **受付期間**：2026年6月17日（水曜日） 18時まで
- **必要事項**：お名前、議決権行使書に記載の株主番号、ご質問
- **メールアドレス**：jizensitsumon@koeichem.co.jp
- **注意事項**
 - ・ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
 - ・株主の皆様に関心が高いと思われる事項につきましては、当日議場の質疑応答の時間に取り上げさせていただきますとともに、後日当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。
 - ・個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
 - ・ご質問いただきました株主様のお名前は公表いたしません。
 - ・全てのご質問に回答することができない場合がございますので、ご了承ください。

株主総会当日の様様をご覧ください、後日オンデマンド配信を実施いたします。

オンデマンド配信



ご視聴方法は以下をご覧ください。

- **配信開始予定日**：株主総会終了後、配信準備が整い次第
- **視聴方法**：当社ウェブサイトのIR情報内「株主総会」のページ

https://www.koeichem.com/ir/annual_meeting.html



- **注意事項**
 - ・事情によりオンデマンド配信を中止とする場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
 - ・オンデマンド配信は、質疑応答部分など一部を削除・編集して行う予定です。
 - ・ご使用のパソコン等の端末及びインターネットの接続環境並びに回線の状況等により、正常にご視聴いただけない場合がございます。
 - ・ご視聴いただくための通信料につきましては、株主様のご負担となります。

議案及び参考事項

第1号議案 当社と住友化学株式会社との株式交換契約承認の件

当社及び住友化学株式会社（以下「住友化学」といい、当社と住友化学を総称して、以下「両社」といいます。）は、2026年5月13日開催の両社の取締役会決議により、それぞれ、住友化学を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決定し、同日、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本議案において、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本株式交換は、住友化学においては、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第796条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を必要としない簡易株式交換の手続により、また、当社においては、本定時株主総会の決議による本株式交換契約の承認を得た上で、2026年8月1日を効力発生日として行われる予定です。

また、本株式交換の効力発生日（2026年8月1日（予定））に先立ち、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、2026年7月30日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場において上場廃止（最終売買日は2026年7月29日）となる予定です。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容の概要等、その他本議案に関する事項は次のとおりです。

1 本株式交換を行う理由

住友化学は、2026年3月31日現在、アグロ&ライフソリューション事業、ICT & モビリティソリューション事業、アドバンストメディカルソリューション事業、エッセンシャル&グリーンマテリアルズ事業等を展開しております。

住友化学は、1925年6月に設立され、住友の事業精神である「自利利他 公私一如」をはじめとする企業理念に則り、「Innovative Solution Provider」を長期的に目指す姿として成長し続けることを念頭に、2025～2027年度中期経営計画「Leap Beyond～成長軌道へ回帰～」における基本方針として、(i) 新成長戦略による事業ポートフォリオ高度化、(ii) 構造改革の継続的な遂行による強靱化、(iii) 財務・資本効率の改善、(iv) 3つのXを基軸としたR&D戦略、

(v) 新成長戦略を支える経営基盤の強化を掲げております。

一方、当社は、1917年6月に設立され、含窒素化合物のパイオニアとして、気相製品、アミン製品等の基幹製品に加えて、医農薬関連化学品及び機能性化学品等の製造及び販売に取り組んでまいりました。長年培ってきたコアテクノロジーをさらに進化させることにより、高付加価値高機能製品を提供してきました。

なお、住友化学と当社の資本関係は、経営支援を目的として、1951年に住友化学(当時の商号は住友化学工業株式会社)が当社(当時の商号は広栄化学工業株式会社)の株主として資本参加した後、1954年に追加出資し当社が住友化学の連結子会社となったことに始まります。当社は1997年10月に大阪証券取引所市場第二部に上場し、1998年3月末時点では、住友化学の所有する当社株式は13,647,093株(持株割合(注1):55.70%)となりました。その後、当社は、2017年10月に普通株式5株を1株とする株式併合を実施し、2018年3月末時点では、住友化学が当社株式を2,731,400株(持株割合:55.74%)所有するに至り、2026年5月13日現在においても住友化学が所有する当社株式及び持株割合に変更はありません。

(注1)「持株割合」とは、各時点における当社の発行済株式数に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております(なお、各時点の自己株式数を把握することが困難であるため、発行済株式数から自己株式数を控除しておりません)。

1951年の住友化学による当社への資本参加以来、両社は医農薬関連化学品及び機能性化学品の事業領域にて協業を行ってまいりました。特に近年では光学材料や医薬関連での協業が進んでおります。これまで住友化学は上場会社としての当社の独立性を尊重しつつ、グループとしての一体運営及びシナジー実現を進めてまいりました。一方で、資源・エネルギー価格の高騰及び供給不足といった厳しい業界環境に加え、サステナビリティ関連対応へのニーズ拡大、医療用オリゴ核酸を用いた遺伝子治療や再生・細胞医薬等の先端医療領域における技術革新等、両社を取り巻く事業環境は大きく変化しています。

こうした環境変化を踏まえると、当社においては、既存設備の稼働向上に向けた各製品領域での成長取組を継続しながら、事業機会を的確に捉え、独創的技術に一層の磨きをかけ機能製品及び新規事業を拡大することが課題と認識しております。また、住友化

学の高度化低分子CDMO事業においては、これまで国内市場を中心に成長を遂げてきましたが、今後のさらなる事業拡大に向けては、海外案件への対応力強化が重要と考えております。

このように、両社がグローバルな事業機会を的確に捉えつつ、迅速かつ機動的に経営戦略を遂行することが一層重要となるなか、住友化学は、当社が有する技術・ノウハウ、人材及びマルチプラント等と協働し、海外メガファーマをはじめとするグローバル顧客のニーズにも合致した生産体制を構築することにより、国内外の多様な需要に応え、事業規模の拡大を目指すことができるものと考えております。

住友化学は、こうした取り組みをより一層加速し、事業の一体的な推進を図りつつ両社が持続的な成長をしていく上では、当社の上場維持を前提とした現在の連結親子関係のみでは十分ではなく、より一体的なグループ運営の枠組みが必要であるとの認識に至りました。このため、当社を住友化学の完全子会社とすることで、協業関係をさらに強化するとともに、住友化学グループ内における迅速かつ柔軟な意思決定及び方針徹底を実現し、両社の企業価値向上を図ることを目的に、2025年11月4日に住友化学から当社に対して本株式交換の提案（以下「本提案」といいます。）を行いました。

当社は、親会社である住友化学からの本提案を受けて、本株式交換に係る具体的な検討を開始することといたしました。また、当社は、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、当社の取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換では構造的な利益相反の問題が生じ得るため、当社の一般株主の保護を目的として、本株式交換における交換比率の公正性の担保、意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反回避の観点から、本株式交換の公正性を担保する措置の一つとして、2025年11月17日に、住友化学からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。詳細については、下記3「(4)当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおりです。）を設置し、具体的検討に向けた体制を整備いたしました。

本株式交換後の具体的な施策及びそれに基づき顕在化するシナジーとしては、以下のものを想定しております。

(i) 当社の技術力と住友化学の技術力を組み合わせることによる技術的発展

当社は含窒素化合物分野のリーディングカンパニーとして、基盤製品に加えて機能製品・新規事業を展開しており、多様な製品群、蓄積された技術力、受託合成対応力を背

景に確立した地位を築いております。当社の競争力の源泉である技術力と住友化学の技術力を組み合わせることで、新規ニーズの協同探索等、さらなる技術的発展余地を追求可能と考えております。特に、当社が保有する低温硬化触媒やイオン液体といった特徴的な技術について、住友化学の技術との組み合わせによって新たな市場展開や新製品開発が可能となると考えております。

(ii) 当社のマルチプラントを活用した、住友化学の高度化低分子CDMO事業の国内外での事業規模拡大

当社は、有機金属触媒等の需要低迷の影響もあり、マルチプラント群の低稼働が継続しております。これに対し、住友化学は、本株式交換後、当社のマルチプラントを活用し、住友化学の進める高度化低分子CDMO事業の拡大につなげることができると考えております。具体的には、住友化学の経営資源の活用によって当社のマルチプラントを国内外のGMPに適合する設備に改造し、高度化低分子CDMO事業に関する海外メガファーマをはじめとするグローバル顧客のニーズに合致した生産体制を構築することで、国内外の多様な需要に応え、事業規模を拡大することを目指しております。

(iii) 両社の一体運営による事業活動の迅速化・効率化

上記(i)及び(ii)に例示されるシナジーの他、本株式交換によって当社を住友化学の完全子会社とすることで両社の一体運営が可能となる結果、意思決定が迅速化されるとともに、情報、人材等の双方の経営資源のより一層高度かつ柔軟な相互活用が可能となり、住友化学グループ全体の収益力向上につながると考えております。

併せて、当社の一般株主には本株式交換後は住友化学の株主として、両社のシナジーによる企業価値向上を経済的に享受していただくことが可能になると考えております。加えて、上場会社として必要となる体制整備の対応やそのコスト負担が大きくなるなか、当社における上場維持に係る業務負担及びコストの削減にも資するものと考えております。

なお、本株式交換を通じて当社は上場廃止となるため、一般的に上場企業が享受できる、エクイティ・ファイナンスによる多様な資金調達手段の確保、社会的な信用力や知名度向上に伴う採用活動への好影響、会計監査を通じた財務情報の信頼性の向上等の利

点を得られなくなる可能性があります。しかし、資金需要については親会社による子会社への資金支援等、株式市場における資金調達を代替する手段が存在すること、また、当社の知名度は、その業歴の長さ等から既に十分に高く、非上場会社となった場合でも、住友化学の完全子会社としてグループ内の連携をより一層強化することにより、住友化学グループの知名度の恩恵を引き続き享受できることから、人材採用等への悪影響は小さいと考えられること、さらに、住友化学の完全子会社となった後も住友化学連結の会計監査の対象となることから財務面の信頼性も維持可能と考えられること等、上場廃止に伴う影響は最小限に抑えられるものと考えております。

また、両社は、完全子会社化の方法として本株式交換を選択することが望ましいと判断いたしました。これは、本株式交換の対価として、住友化学の普通株式（以下「住友化学株式」といいます。）が当社の一般株主に交付されることにより、当社の一般株主に対して、今後想定されるシナジーの創出による住友化学グループの事業発展や収益拡大、ひいては住友化学の株価上昇といったメリットを享受できる機会を提供できるためです。また、住友化学株式は流動性が高く、市場で取引することで随時現金化することも可能であることから、本株式交換が適切であると考えております。

以上の点を踏まえて、両社において慎重に検討した結果、両社は本株式交換によって当社が住友化学の完全子会社になることが、両社の企業価値向上に資するものであるとの認識で一致しました。その上で、本株式交換に係る割当比率を含む諸条件についての協議を経て合意に至り、2026年5月13日、両社の取締役会において、住友化学が当社を完全子会社化することを目的として本株式交換の実施を決議し、併せて本株式交換契約を締結いたしました。

2 本株式交換契約の内容の概要

当社が、住友化学との間で2026年5月13日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書（写）

住友化学株式会社（以下「甲」という。）及び広栄化学株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部（但し、甲が有する乙の株式を除く。）を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

- (1) 甲（株式交換完全親会社）
商号：住友化学株式会社
住所：東京都中央区日本橋二丁目7番1号
- (2) 乙（株式交換完全子会社）
商号：広栄化学株式会社
住所：千葉県袖ヶ浦市北袖25番地

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に4.91を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株

につき甲の株式4.91株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

3. 甲が前各項に従って本割当対象株主に対し交付しなければならない甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第4条 (甲の資本金及び準備金の額)

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途適当に定める金額とする。

第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年8月1日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議して合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定により、本契約について甲の株主総会の決議による承認を受けることが必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

第7条 (会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼす行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為（効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当、効力発生日以前の日を取得日とする自己株式の取得、並びに株式の分割及び併合を含むが、これらに限られない。）を行おうとする場合には、あらかじめ甲及び乙が協議して合意の上、これを行う。

2. 前項の定めにかかわらず、甲は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記録又は記載された株主に対して1株当たり7.5円を上限として剰余金の配当を行うことができ、乙は、2026年3月31日の最終の株主名簿に記録又は記載された株主に対して1株当たり50円を上限として剰余金の配当を行うことができる。

第8条 (乙の自己株式の消却)

乙は、効力発生日の前日までの乙の取締役会の決議により、基準時において乙が有する自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第9条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議して合意の上、本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が受けられない場合
- (2) 第6条第1項但書に該当する場合において、効力発生日の前日までに、同但書に定める甲の株主総会の決議による承認が受けられないとき
- (3) 効力発生日の前日までに、本株式交換について法令上必要な関係官庁の承認等（もしあれば）が得られない場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第11条 (準拠法・管轄)

1. 本契約の準拠法は日本法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が誠実に協議して合意の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年5月13日

甲 東京都中央区日本橋二丁目7番1号
住友化学株式会社
代表取締役社長 水戸 信彰

乙 千葉県袖ヶ浦市北袖25番地
広栄化学株式会社
代表取締役社長 佐々木 康彰

3 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	住友化学 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	4.91
本株式交換により交付する株式数	住友化学株式：10,603,734株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

当社株式1株に対して、住友化学株式4.91株を割当交付いたします。ただし、基準時（以下に定義します。）において、住友化学が保有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 株式交換により交付する住友化学株式の数

住友化学は、本株式交換に際して、本株式交換により住友化学が当社の発行済株式（ただし、住友化学が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）における当社の株主（ただし、住友化学を除きます。）の皆様に対して、その保有する当社株式の株式数の合計に本株式交換比率を乗じた数の住友化学株式を割当交付する予定です。また、住友化学が交付する株式は、住友化学が保有する自己株式の一部（6,000,000株）充当するとともに、新たに普通株式の発行を行う予定です。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、基準時において保有している自己株式（本株式交換に関してなされる、会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、住友化学の単元未満株式（100株未満の株式）を保有する

こととなる当社の株主の皆様については、住友化学の定款及び株式取扱規程の定めるところにより、住友化学株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買増し制度（100株への買増し）

会社法第194条第1項の規定及び住友化学の定款の規定に基づき、住友化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を住友化学から買い増すことができる制度です。

② 単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、住友化学の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを住友化学に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の住友化学株式の交付を受けることとなる当社の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する住友化学株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

i. 割当ての内容の根拠及び理由

当社及び住友化学は、上記「①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼すること、また、両社から独立した法務アドバイザーから法的助言を受けることとしました。そして、住友化学はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所外国法共同事業（以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。）を選定し、当社はファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として大和証券

株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして島田法律事務所を選定し、本格的な検討を開始いたしました。

住友化学においては、下記「(4)当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、住友化学のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である野村証券から2026年5月12日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言、住友化学が当社に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、住友化学の株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

他方、当社においては、下記「(4)当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から2026年5月12日付で取得した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである島田法律事務所からの助言、当社が住友化学に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、支配株主である住友化学からの独立性及び本株式交換の成否からの独立性を有する委員のみから構成される本特別委員会からの指示・助言並びに本特別委員会から2026年5月12日付で受領した答申書（以下「本答申書」といいます。本答申書の内容については、当社及び住友化学が2026年5月13日に公表した「住友化学株式会社による広栄化学株式会社の完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ」（以下「本株式交換プレスリリース」といいます。）の別添資料である2026年5月12日付「答申書」をご参照ください。）の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討をいたしました。その結果、本株式交換比率は妥当であり、当社の一般株主の皆様の利益に資するとの判断に至りました。なお、当社は、2026年3月31日付「減損損失の計上および2026年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」及び2026年4月21日付「2026年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2026年3月期の通期業績予想の修正（以下「本業績予想修正」といいます。）を行っておりますが、下記「(4)当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③当社における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、本業績予想修正が、当社の適正な会計上の判断において行われたものである

こと、本株式交換の検討とは無関係に行われたものであること、住友化学による影響を受けたものではないこと、及び、事業計画の修正の必要性の有無等について確認しております。

以上のとおり、当社及び住友化学は、両社がそれぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し・本株式交換の実行により実現することが期待されるシナジー効果等の要因を総合的に勘案した上で、交渉・協議を重ねて参りました。その結果、当社及び住友化学は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議し合意の上変更することがあります。

ii. 算定に関する事項

イ) 算定機関の名称及び両社との関係

住友化学の第三者算定機関である野村證券は、当社及び住友化学の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、野村證券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、住友化学は、同種の取引における一般的な実務慣行等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。当社の第三者算定機関である大和証券は、当社及び住友化学の関連当事者には該当せず、独立した算定機関であり、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、大和証券の報酬には、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれておりますが、当社は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本株式交換が不成立となった場合に当社に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

□) 算定の概要

a) 野村證券による算定

野村證券は、住友化学については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。

当社については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026年5月12日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、算定基準日までの直近5営業日、1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を、当社に比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。

各評価方法による住友化学の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	4.15~4.43
類似会社比較法	1.15~4.63
DCF法	3.17~5.89

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検

討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は2026年5月12日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、住友化学の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

また、野村證券がDCF法による算定の根拠とした当社の財務予測について、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、以下のとおりです。

- (ア) 2026年3月31日に当社が公表いたしました減損損失の計上による将来期間の減価償却費の減少等を主要因として、2027年3月期の営業利益は前年度比大幅な増加が見込まれております。また、光学材料製品の売上伸長並びに有機金属触媒の受託事業における足元の市況悪化からの回復や提供製品の拡充等を主要因として、2028年3月期及び2029年3月期における営業利益は前年度比大幅な増加が見込まれております。
- (イ) 2027年3月期においては、売上規模の拡大による運転資本の増加や既存事業に係る設備投資の増加を主要因として、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれる一方、2028年3月期及び2029年3月期においては、上記（ア）による営業利益の増加を主要因として、それぞれ前年度対比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれております。

なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

b) 大和証券による算定

大和証券は、住友化学については、同社が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。

当社については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

各評価方法による住友化学の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

	株式交換比率の算定結果
市場株価法	4.18~4.43
DCF法	3.55~5.27

市場株価法においては、2026年5月12日を算定基準日として、基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用いたしました。

大和証券は、上記株式交換比率の算定に際して、当社及び住友化学のそれぞれから提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で大和証券に対して未公開の事実はないこと等を前提としております。両社及びその関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含み、これらに限りません。）について個別の資産及び負債の分析並びに評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、当社が作成した2026年3月期から2030年3月期までの事業計画（修正後の事業計画を含み、以下「本事業計画」といいます。）及びその他将来に関する情報が、当社の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討されていることを前提としております。なお、大和証券が提出した株式交換比率の算定結果は、当社の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としており、本株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

DCF法においては、本事業計画における財務予測、2026年3月期第3四半期末における財務情報、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年3月期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことで企業価値及び株式価値を算

定しております。なお、割引率は加重平均資本コストとして、9.7%～10.7%を採用しており、当社の規模を考慮し、サイズリスク・プレミアムを含め算出しております。また、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用しており、永久成長率は国内外のインフレ率及び当社が属する業界成長率等を踏まえて0.5%～1.5%とした上で、継続価値を20,280百万円～25,226百万円と算定しております。

当社が作成した本事業計画については、下記「(4)当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の「③当社における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会が、その内容及び作成経緯（本事業計画の内容の修正及び当該修正経緯を含みます。以下同じです。）を確認の上、承認しております。

大和証券がDCF法による算定の根拠とした、本事業計画に基づく当社の財務予測は下表のとおりであり、当該財務予測には、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、以下のとおりです。

- (ア) 2026年3月31日に当社が公表いたしました減損損失の計上による将来期間の減価償却費の減少等から、営業利益が増加し、2027年3月期の営業利益は前年度比大幅な増加が見込まれております。
- (イ) 光学材料製品の売上伸長並びに有機金属触媒の受託事業における足元の市況悪化からの回復や提供製品の拡充等が、2028年3月期から2030年3月期にかけての継続的な売上及び営業利益の大幅な増加に寄与することが見込まれております。
- (ウ) 中長期の成長ドライバーと位置付けているカーボンニュートラル関連製品の事業立ち上げに伴い、2030年3月期に売上の伸長が見込まれる一方で、2028年3月期及び2029年3月期には当該事業のための新規設備投資が、それ以降には当該投資に伴う減価償却費の発生が予定されており、営業利益やフリー・キャッシュ・フローに影響を及ぼすことが見込まれております。
- (エ) 2027年3月期及び2028年3月期においては、上記（ア）ないし（ウ）の要因に加えて、売上規模の拡大による運転資本の増加や既存事業に係

る設備投資の増加により、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少が見込まれる一方、2029年3月期には営業利益の増加、2030年3月期にはカーボンニュートラル関連製品に係る設備投資の完了により、それぞれ前年度対比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加が見込まれております。

なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

(単位：百万円)

	2026年 3月期 (3ヶ月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期
売上高	6,180	18,724	20,310	22,770	25,918
営業利益	372	970	1,236	2,548	3,566
EBITDA	1,091	2,971	3,568	4,835	5,721
フリー・キャッ シュ・フロー	2,764	△101	△321	760	1,445

(2) 住友化学の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換に際して増加する住友化学の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って住友化学が別途適当に定める金額となります。かかる取扱いは、住友化学の財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

(3) 交換対価として住友化学株式を選択した理由

当社及び住友化学は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である住友化学の株式を選択いたしました。

当社は、かかる交換対価につき、①住友化学株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されていること、及び②当社の株主の皆様は、住友化学株式を交換対価として受け取ることにより上記1「本株式交換を行う理由」に記載の本株式交換によるシナジー

を享受することも期待できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

本株式交換により、その効力発生日（2026年8月1日（予定））をもって、当社は住友化学の完全子会社となり、当社株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、2026年7月30日で上場廃止（最終売買日は2026年7月29日）となる予定です。なお、現在の本株式交換の効力発生日が変更された場合には、上場廃止日も変更される予定です。

当社株式が上場廃止となった後も、本株式交換により当社の株主の皆様は割り当てられる住友化学株式は東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以後も金融商品取引所市場での取引が可能であることから、本株式交換により住友化学株式の単元株式数である100株以上の住友化学株式の割当てを受ける当社の株主の皆様に対しては、引き続き、株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、本株式交換により、住友化学株式の単元株式数である100株に満たない住友化学株式の割当てを受ける当社の株主の皆様については、そのような単元未満株式を金融商品取引所市場において売却することはできませんが、その保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元となる数の株式を住友化学から買い増すことも可能です。詳細については、上記(1)「①本株式交換に係る割当ての内容」(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(1)「①本株式交換に係る割当ての内容」(注4)「1株に満たない端数の取扱い」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆様は、最終売買日である2026年7月29日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

両社は、住友化学が既に当社株式2,731,400株（2026年3月31日現在の発行済株式数（4,900,000株）から当社の自己株式数（8,980株）を控除した株式数

(4,891,020株) に占める割合にて55.85%) を保有し、当社が住友化学の連結子会社に該当することから、本株式交換に際しては、利益相反を回避して公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含みます。）を実施しております。

① 両社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

住友化学は両社から独立した第三者算定機関である野村證券を、当社は両社から独立した第三者算定機関である大和証券を、それぞれの第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は上記(1)②「ii. 算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社及び住友化学は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

住友化学は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

他方、当社は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして、島田法律事務所を選任し、本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。なお、島田法律事務所は、両社から独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しません。

③ 当社における独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

i. 設置等の経緯

当社は、住友化学から本提案を受け、本株式交換に関する具体的な検討を開始するに際し、取締役会において、本株式交換の是非を審議及び決議するに先立って、本株式交換に係る取締役会の意思決定に慎重を期し、また、取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、取締役会において本株式交換を行う旨の決定をすることが当社の一般株主にとって公正なも

のであるといえるかどうかについての意見を取得することを目的として、2025年11月17日、瀧口健氏（当社社外取締役（監査等委員）・独立役員）、八田陽子氏（当社社外取締役（監査等委員）・独立役員）及び上田亮子氏（当社社外取締役・独立役員）の3名により構成される本特別委員会を設置いたしました。また、本特別委員会の委員の互選により本特別委員会の委員長として瀧口健氏が選定されました。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、本株式交換の成否及び答申内容にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。

また、当社取締役会は、本特別委員会に対して、（1）本株式交換の目的の正当性・合理性（本株式交換が当社の企業価値向上に資するかを含みます。）、（2）本株式交換に係る手続の公正性・妥当性、（3）本株式交換の条件（株式交換比率を含みます。）の公正性・妥当性、（4）上記を踏まえて、当社取締役会が本株式交換の実施に関する決定を行うことが当社の一般株主にとって公正であるか、（5）その他、特別委員会設置の趣旨に鑑み、本株式交換に関し、当社取締役会が必要と認めて諮問する事項（以下「本諮問事項」といいます。）について諮問いたしました。加えて、当社取締役会は、本特別委員会を取締役会から独立した会議体として位置付け、本株式交換の実施に関する当社取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、特に、本特別委員会が本株式交換の実施又は条件が妥当でないと判断した場合には、その実施を承認しないこととする旨を決議しております。

併せて、当社取締役会は、本特別委員会に対して、（ア）当社が本株式交換に関し行う交渉の過程に実質的に関与する権限（必要に応じて、交渉方針に関して指示又は要請を行うこと及び自ら交渉を行うことを含みます。）、（イ）本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し（この場合の費用は当社が負担します。）、又は、当社の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認（事後承認を含みます。）する権限、並びに（ウ）必要に応じ、当社の役職員その他本特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領する権限を付与することを決議しております。

ii. 検討の経緯

本特別委員会は、2025年11月17日から2026年5月12日までに、合計14回にわたって開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議等を行う等して、本諮問事項について慎重に検討を行いました。

具体的には、本特別委員会は、当社が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券並びに法務アドバイザーである島田法律事務所について、いずれも独立性及び専門性に問題がないことを確認し、その選任を承認いたしました。その上で、当社及び住友化学の両社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景・経緯、本株式交換により創出されるシナジーの内容、本株式交換後の経営方針、従業員の取扱い等について説明を受け、質疑応答を行いました。また、当社からは、本株式交換比率の算定の前提となる本事業計画の内容及び作成経緯についても説明を受け、質疑応答を行い、その内容の合理性及び作成経緯に公正性を疑うべき事情等が存在しないこと等について確認した上で、第3回特別委員会において本事業計画を承認いたしました。なお、本事業計画は、当社の2025年3月7日公表の「中期経営計画 2025年度-2027年度『変革への挑戦』KX2027」（以下「中期経営計画」といいます。）と一定の差異があるものの、本特別委員会は、当社からの説明及び質疑応答を踏まえ、本事業計画と中期経営計画との差異は、中期経営計画発表後に生じた事業環境や顧客状況の変化、2025年度の足許までの実績値等を踏まえた合理的なものであると判断しております。その後、当社は、大型カーボンニュートラル関連製品による収益の蓋然性が高まったことから、これを事業計画に織り込むことが必要かつ合理的であると認められたことに加え、2026年3月31日付「減損損失の計上および2026年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表した2026年3月期の通期業績予想の下方修正（以下「本業績予想下方修正」といいます。）についても併せて事業計画に織り込むため、本事業計画の修正を行いました。本特別委員会は、第8回特別委員会において、本業績予想下方修正が、当社の適正な会計上の判断において行われたものであること、本株式交換の検討とは無関係に行われたものであること、及び、住友化学による影響を受けたものではないことを確認した上で、上記大型カーボンニュートラル関連製品による収益の蓋然性が高まったことによる影響を含めて事業計画の修正の必要性及び合理性が認められること、並びに、その修正の経緯に住友化学の関与や働きかけがなされた事情等がないことから、本事業計画の修正を承

認しております。さらに、当社は、2026年4月21日付「2026年3月期業績予想の修正に関するお知らせ」において公表しているとおり、2026年3月31日に公表した2026年3月期の通期業績予想から上方修正（以下「本業績予想上方修正」といいます。）を行っておりますが、本特別委員会は、本業績予想上方修正が、当社の適正な会計上の判断において行われたものであること、本株式交換の検討とは無関係に行われたものであること、及び、住友化学による影響を受けたものではないこと、並びに、本業績予想上方修正が2027年3月期以降の事業計画に与える影響は極めて軽微であると認められることから、第8回特別委員会において承認された修正後の本事業計画を再修正する必要がないことについて確認しております。

また、本特別委員会は、当社のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である大和証券から、株式交換比率の算定方法及び算定結果の説明を受け、質疑応答を行いました。さらに、当社の法務アドバイザーである島田法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法・過程等、本特別委員会の運用その他の本株式交換に係る手続面の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関して助言を受けております。

本特別委員会は、両社の間における本株式交換に係る協議・交渉の経緯及び内容について適時に報告を受けた上で、住友化学から株式交換比率についての最終的な提案を受けるまで複数回にわたり交渉の方針等について協議を行い、当社に意見する等して、住友化学との交渉過程に実質的に関与しております。

本特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行い、本株式交換の実施を決定することが当社の一般株主にとって公正なものである旨の答申書を、2026年5月12日付で、委員全員の一致で、当社の取締役会に対して提出しております。本答申書の内容については、本株式交換プレスリリースの別添資料である2026年5月12日付「答申書」をご参照ください。

④ 当社における利害関係を有しない取締役（監査等委員を含む。）全員の承認

当社は、島田法律事務所から得た法的助言、大和証券から得た財務的見地からの助言、大和証券から取得した株式交換比率算定書の内容、本特別委員会から入手した本答申書その他の資料を踏まえ、住友化学による本株式交換が当社の企業価値の向上に資するか、株式交換比率を含む本株式交換に係る取引条件が公正なものかについて慎

重に審議・検討を行った結果、2026年5月13日開催の当社の取締役会において、本株式交換契約を締結することを決議しております。

上記の当社の取締役会においては、当社が住友化学の子会社であり、本株式交換が構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が典型的に存在する取引に該当することに鑑み、当社の取締役会における審議及び決議がこれらの問題による影響を受けるおそれを排除する観点から、当社の取締役9名のうち、2025年6月まで住友化学の子会社である田岡化学工業株式会社の代表取締役であった佐々木康彰氏及び現在住友化学の常務執行役員を兼務している清水正生氏を除く7名の取締役により審議の上、全員一致により上記決議を行っております。

また、当社の取締役のうち、佐々木康彰氏及び清水正生氏は、上記取締役会を含む本株式交換に係る取締役会の審議及び決議には参加しておらず、かつ、当社の立場で本株式交換の協議及び交渉にも参加しておりません。

⑤ 当社における独立した検討体制の構築

当社は、住友化学から独立した立場で、本株式交換に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築いたしました。具体的には、当社は、2025年11月4日に、住友化学より本提案を受領して以降、本株式交換に関する検討（本株式交換比率の算定の前提となる事業計画の作成を含みます。）並びに住友化学との協議及び交渉を行う体制を構築いたしました。

本特別委員会は、2025年11月17日開催の第1回特別委員会において、島田法律事務所の助言を踏まえ、本株式交換について社内で検討、交渉及び判断を行うにあたり、2025年6月まで住友化学の子会社である田岡化学工業株式会社の代表取締役であった佐々木康彰氏及び現在住友化学の常務執行役員を兼務している清水正生氏並びに住友化学から当社に出向している従業員については、住友化学及び本株式交換と利害関係を有すると考えられることから、本株式交換に関する検討、住友化学との協議及び交渉には一切参加しておらず、今後も一切参加しないこととする旨を確認いたしました。これらの取扱いを含めて、当社の検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて、本特別委員会の承認を得ております。

⑥ 他の買収者による買収提案の機会の確保（マーケット・チェック）

当社及び住友化学は、当社が住友化学以外の買収提案者（以下「対抗的買収提案者」といいます。）と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、本株式交換契約を承認するための当社の定時株主総会は本株式交換契約の締結が公表されてから約1ヶ月超後である2026年6月25日に開催予定であり、他の企業買収の事例と比しても、対抗的買収提案者による買収提案の機会が十分に確保されています。

なお、当社は、積極的なマーケット・チェックまでは行っておりませんが、本株式交換においては、上記のとおり間接的なマーケット・チェックは行われているものと認められるほか、上記①ないし⑤のとおり、他に十分な公正性担保措置が講じられていることを踏まえると、積極的なマーケット・チェックが行われていなくても、それのみにより本株式交換における手続の公正性が損なわれるものではないと考えております。

4 交換対価について参考となるべき事項

(1) 住友化学の定款の定め

住友化学の定款は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトにはアクセスの上、ご確認ください。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

住友化学株式は、東京証券取引所プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

住友化学株式は、全国の各金融商品取引業者（証券会社等）において、取引の媒介、

取次ぎ等が行われております。

- ③ 交換対価の譲渡その他の処分に制限があるときはその内容
該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日（2026年5月13日）の前営業日を基準日として、1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の東京証券取引所プライム市場における住友化学株式の終値の平均値は、それぞれ516円、521円及び496円です。

また、住友化学株式の市場価格等は、東京証券取引所のウェブサイト (<https://www.jpx.co.jp/>)等でご覧いただけます。

(4) 住友化学の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

住友化学は、いずれの事業年度においても、金融商品取引法第24条第1項により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

5 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

6 計算書類等に関する事項

(1) 住友化学の最終事業年度に係る計算書類等の内容

住友化学の最終事業年度（2025年4月1日から2026年3月31日）に係る計算書類等の内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載は省略しておりますので、電子提供措置事項が掲載されている各ウェブサイトへアクセスの上、ご確認ください。

(2) 当社及び住友化学における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

① 当社

イ) 当社は、2026年5月13日開催の取締役会において、住友化学との間で、住友化学を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容につきましては、上記2「本株式交換契約の内容の概要」に記載のとおりです。

ロ) 当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

② 住友化学

該当事項はありません。

議案及び参考事項

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、代表取締役社長及び独立社外取締役2名で構成される任意の指名委員会の諮問を経ております。また、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の報告を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会／出席回数
1	再任 さ さ き や す あ き 佐々木康彰	代表取締役社長 社長執行役員	91% (10 / 11回)
2	再任 わ だ ひ で お 和田 英男	取締役 専務執行役員 経理企画室、 サステナビリティ推進担当	100% (14 / 14回)
3	再任 ふ か ほ り け い こ 深堀 敬子	取締役	100% (14 / 14回)
4	新任 む か い ひ ろ よ し 向井 宏好	—	—

1

さ さ き や す あ き
佐々木 康彰

再任 生年月日 1962年5月28日生
所有する当社株式の数 200株
在任期間（本総会終結時） 1年
取締役会への出席状況 91%（10/11回）



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|--|---------|---------------------------------|
| 1985年4月 | 住友化学工業(株)(現住友化学(株))入社 | 2018年4月 | 同社 執行役員 内部統制・監査部、人事部、大阪管理部担当 |
| 2011年2月 | 同社技術・経営企画室部長（中国戦略） | 2019年4月 | 同社 執行役員 無機材料事業部、機能樹脂事業部担当 |
| 2012年1月 | 住化電子材料科技（無錫）兼住化電子管理（上海）兼住化電子材料科技（上海）出向 | 2019年6月 | 当社取締役（非常勤）就任 |
| 2015年4月 | 住友化学(株)人事部長 | 2020年4月 | 住友化学(株)常務執行役員 無機材料事業部、機能樹脂事業部担当 |
| 2016年4月 | 同社 執行役員 人事部、大阪管理部担当 人事部長 | 2021年6月 | 当社取締役（非常勤）退任 |
| | | 2021年6月 | 田岡化学工業(株)代表取締役社長 |
| | | 2025年6月 | 当社代表取締役社長 社長執行役員（現任） |

■ 取締役候補者とした理由

代表取締役として当社の経営を担ってきており、これまで当社を牽引してきた実績及び経営全般に対する豊富な見識を有しております。これらを踏まえて、引き続き取締役として適任であると判断いたしました。

2

わ だ ひ で お
和田 英男

再任 生年月日 1962年3月24日生
所有する当社株式の数 900株
在任期間（本総会終結時） 4年
取締役会への出席状況 100%（14/14回）



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | | | |
|----------|-----------------------|---------|-----------------------------------|
| 1985年4月 | 住友化学工業(株)(現住友化学(株))入社 | 2021年6月 | 執行役員 企画管理室長、経理室担当 |
| 2009年7月 | 同社生活環境事業部海外マーケティング部長 | 2022年6月 | 取締役 執行役員 企画管理室長、経理室担当 |
| 2011年11月 | 同社生活環境事業部事業企画部長 | 2023年4月 | 取締役 常務執行役員 経理企画室、サステナビリティ推進担当 |
| 2015年4月 | 同社国際アグロ事業部事業企画部長 | 2025年4月 | 取締役 専務執行役員 経理企画室、サステナビリティ推進担当（現任） |
| 2017年4月 | 同社健康・農業関連事業業務室部長 | | |
| 2019年4月 | 当社理事、企画管理室長 | | |

■ 取締役候補者とした理由

住友化学株式会社において事業部門の企画業務に従事してきた経験、当社の経理企画室を統括してきた実績並びに事業全般における豊富な見識を有しております。これらを踏まえ、引き続き取締役として適任であると判断いたしました。

3

ふ か ほり けい こ
深堀 敬子

再任

生年月日 1957年12月25日生
 所有する当社株式の数 3,100株
 在任期間（本総会終結時） 7年
 取締役会への出席状況 100%（14/14回）



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月 当社入社
 2008年1月 物流購買室部長
 2011年12月 物流購買室長
 2015年4月 理事 物流購買室長
 2017年4月 理事 工場副工場長、工場レスポ
 ンシブルケア室長
 2018年11月 理事 研究開発本部研究所長
 2019年6月 取締役、研究開発本部長、研究開
 発本部研究所長

2021年4月 取締役 研究開発本部長
 2021年6月 取締役 執行役員 研究開発本部
 長
 2022年4月 取締役 常務執行役員 研究開発
 本部、サステナビリティ推進担当
 2023年4月 取締役(現任)
 2024年6月 (株)田中化学研究所 社外取締役

■ 取締役候補者とした理由

当社の研究開発部門を統括してきた実績及び事業全般に対する豊富な見識を有しております。また、株式会社田中化学研究所の社外取締役として実績を有しております。これらを踏まえ、引き続き取締役として適任であると判断いたしました。なお、当社の業務執行を行わない取締役候補者であります。

4

む か い ひろよし
向井 宏好

新任

生年月日 1966年10月3日生
 所有する当社株式の数 0株



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年4月 住友化学工業(株)(現住友化学(株))入社
 2017年4月 同社国際アグロ事業部事業企画部長
 2020年4月 同社執行役員 健康・農業関連事業
 業務室 健康・農業関連事業品質保
 証室 担当 健康・農業関連事業業
 務室部長
 2024年4月 同社常務執行役員 エネルギー・機
 能材料業務室 担当 エネルギー・
 機能材料業務室部長
 2024年10月 同社常務執行役員 アドバンストメ
 ディカルソリューション業務室フ
 アーマソリューション事業部 担当
 (現任)

2024年12月 ペプチスター(株) 取締役 (現任)
 2026年4月 (株)RACTERHA 取締役 (現任)
 2026年4月 S-RACMO(株) 取締役 (現任)

(重要な兼職の状況)
 住友化学(株)常務執行役員
 (株)RACTERHA 取締役
 S-RACMO(株) 取締役
 ペプチスター(株) 取締役

■ 取締役候補者とした理由

住友化学株式会社においてアドバンストメディカルソリューション部門の担当役員として従事しており、医薬品原薬・中間体の受託開発事業・製造販売事業における豊富な見識を有しております。これらを踏まえ、当社経営への提言等をいただくことで取締役会のさらなる機能強化を図ることが期待できるため、新たに取締役として適任であると判断いたしました。なお、当社の業務執行を行わない取締役候補者であります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.佐々木 康彰氏の出席状況は、前定時株主総会で取締役にな就任してからの状況であります。
- 3.向井 宏好氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結する予定であり、同契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
- 4.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、代表取締役及び独立社外取締役2名で構成される任意の指名委員会の諮問を経ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会／出席回数	監査等委員会／出席回数
1	再任 はまべ あきひこ 浜辺 昭彦	取締役 常勤監査等委員	100% (14／14回)	100% (13／13回)
2	再任 社外取締役 独立役員 たきぐち けん 瀧口 健	取締役 監査等委員	100% (14／14回)	100% (13／13回)
3	再任 社外取締役 独立役員 ようろう しんご 養老 信吾	取締役 監査等委員	100% (14／14回)	100% (13／13回)
4	再任 社外取締役 独立役員 はった ようこ 八田 陽子	取締役 監査等委員	100% (14／14回)	100% (13／13回)

1

はま べ あき ひ こ
浜辺 昭彦

再任

生年月日 1960年6月7日生
 所有する当社株式の数 1,800株
 在任期間（本総会終結時） 2年
 取締役会への出席状況 100%（14／14回）
 監査等委員会への出席状況 100%（13／13回）



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4月	当社入社	2022年 7月	理事、内部統制・監査室長
2011年 6月	経理室長	2024年 4月	理事、内部統制・監査室担当
2017年 4月	理事、経理室長	2024年 6月	取締役常勤監査等委員（現任）

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

当社において経理業務、内部統制・監査業務に従事してきた経験並びに豊富な見識を有しております。これらを踏まえ、実務経験を活かした監査・監督を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることが期待できるため、引き続き監査等委員である取締役として適任であると判断いたしました。

2

た き ぐ ち けん
瀧口 健

再任

社外取締役
 独立役員

生年月日 1951年1月26日生
 所有する当社株式の数 0株
 在任期間（本総会終結時） 10年
 取締役会への出席状況 100%（14／14回）
 監査等委員会への出席状況 100%（13／13回）



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年 4月	(株)住友銀行（現(株)三井住友銀行） 入行	2015年 6月	当社社外監査役
1995年 7月	同行下北沢支店長	2015年 6月	(株)コスジャパン社外監査役
1998年10月	同行錦糸町法人部長	2016年 6月	当社社外取締役監査等委員(現任)
2011年12月	住石貿易(株)入社		
2012年 5月	同社取締役 副社長、住石ホールディングス(株) 常務執行役員		
2014年 6月	住石貿易(株) 取締役副社長、住石ホールディングス(株) 取締役常務執行役員		

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

企業経営者としての実績及び経験並びに金融及び財務についての見識に基づく監査・監督を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。

3

ようろう しんご
養老 信吾



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月	住友化学工業(株) (現住友化学(株)) 入社	1999年 4月	東京永和法律事務所入所
1992年 9月	同社退職	2006年 4月	養老信吾法律事務所開設 (現任)
1998年 4月	弁護士登録 高石法律事務所入所	2020年 6月	当社社外取締役監査等委員 (現任)

再任	生年月日	1964年10月4日生
社外取締役	所有する当社株式の数	0株
独立役員	在任期間 (本総会最終時)	6年
	取締役会への出席状況	100% (14/14回)
	監査等委員会への出席状況	100% (13/13回)

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

弁護士としての実績及び経験に基づき、法律面を中心とした客観的・中立的な監査・監督を通じて取締役会のさらなる機能強化を図ることが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役として適任であると判断いたしました。なお、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

4

はった ようこ
八田 陽子



■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 8月	Peat Marwick Main & CO. (現KPMG LLPニューヨーク事務所) 入社	2019年 6月	同社社外取締役 (現任)
1997年 8月	同事務所パートナー	2022年 6月	味の素(株)社外取締役(現任)
2002年 9月	KPMGピートマーウィック税理士法人 (現KPMG税理士法人)	2022年 6月	当社社外取締役監査等委員(現任)
2008年 6月	学校法人国際基督教大学監事	2023年 6月	学校法人国際基督教大学評議員 (現任)
2015年 6月	小林製薬(株)社外監査役		(重要な兼職の状況)
2016年 6月	(株)IH社外監査役		日本製紙(株)社外取締役
2016年 6月	日本製紙(株)社外監査役		味の素(株)社外取締役
			学校法人国際基督教大学評議員

再任	生年月日	1952年6月8日生
社外取締役	所有する当社株式の数	0株
独立役員	在任期間 (本総会最終時)	4年
	取締役会への出席状況	100% (14/14回)
	監査等委員会への出席状況	100% (13/13回)

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

国際的な会計事務所における豊富な経験及び国際税務などに関する高い見識並びに日本製紙株式会社社外取締役や味の素株式会社社外取締役などとして、長年客観的視点で、独立性をもって経営の監視・監督を遂行してきた実績から、取締役会のさらなる機能強化を図ることが期待できるため、引き続き監査等委員である社外取締役に適任であると判断いたしました。なお、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

- (注) 1.各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.八田 陽子氏の重要な兼職先である味の素株式会社と当社との間には、取引関係がありますが、その取引額は僅少（当社売上高の1%未満）であります。
- 3.瀧口 健、養老 信吾及び八田 陽子の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 4.瀧口 健、養老 信吾及び八田 陽子の各氏は、東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ており、各氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- 5.八田 陽子氏が2026年3月まで社外監査役に就任していた小林製薬株式会社において、2024年3月頃、同社製品の一部に健康被害を生じさせる可能性があることが判明しました。これを受け、同月22日付で、同社は、当該製品の自主回収を行うことを公表し、同月27日付で、大阪市保健所より食品衛生法に違反するとして対象製品の回収を命ずる旨の行政処分を受けました。また、大阪市は、当該製品に関係する複数の同社製造拠点の立入り検査を実施するなど、重大な事案として調査を進め、2025年3月19日に大阪市から厚生労働省へ詳細が提出されました。同氏は、当該製品の開発・製造・販売等に直接関与しておらず、本件の報告を受ける以前にはこれを認識しておりませんでした。それ以前から、法令遵守やリスク管理の重要性について提言を行っており、また、それ以降は健康被害を受けた方への対応、法令遵守の徹底や実効性のある再発防止策の実施に向けた取り組みについて助言や監督を行うなど、社外監査役としての職責を果たしておりました。
- 6.瀧口 健、養老 信吾及び八田 陽子の各氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任年数は、本株主総会終結の時をもって、瀧口 健氏が10年、養老 信吾氏が6年、八田 陽子氏が4年となります。
- 7.当社は、瀧口 健、養老 信吾及び八田 陽子の各氏との間で会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、同契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の選任が承認された場合には、同契約を継続する予定であります。
- 8.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその業務の遂行に伴う行為に起因して損害賠償請求された場合、損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

株主総会参考書類

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験（スキル・マトリックス）

取締役候補者の専門性と経験は次のとおりであります。

氏名	地位	企業 経営	事業戦略・ マーケティング	技術・研 究	国際性	ESG・ サステナ ビリティ	財務・会 計	人事 労務	法務・ コンプラ イアンス	その他 専門領域へ の知見
佐々木 康彰	代表取締役社長 社長執行役員	●			●			●		
和田 英男	取締役 専務執行役員		●		●		●			
深堀 敬子	取締役		●	●		●				
向井 宏好	取締役		●		●					
浜辺 昭彦	取締役 常勤監査等委員						●		●	
瀧口 健	取締役 監査等委員（社外）	●					●			
養老 信吾	取締役 監査等委員（社外）								●	
八田 陽子	取締役 監査等委員（社外）				●		●			● 国際税務

当社は、執行役員制度を導入しております。本定時株主総会終結時に開催される取締役会において選任予定である執行役員を兼務する取締役以外の執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。

氏名	地位	企業 経営	事業戦略・ マーケティング	技術・研 究	国際性	ESG・ サステナ ビリティ	財務・会 計	人事 労務	法務・ コンプラ イアンス	その他 専門領域へ の知見
大畑 尚志	常務執行役員				●			●	●	
大山 明	執行役員			●		●				
浦 利和	執行役員			●		●				
小原 克英	執行役員		●	●	●					
上川 徹	執行役員			●		●				● 知財

以 上

(ご参考)

独立役員の指定に関する基準

1. 本基準は、当社が当社の社外取締役を国内各証券取引所の有価証券上場規程に規定する独立役員に指定するにあたっての要件を定める。
2. 以下の各号のいずれにも該当しない場合、当社は、その者を独立役員に指定することができる。
 - (1) 当社及び当社の子会社の業務執行取締役、執行役員及び部長職相当の従業員（以下「業務執行者」という。）
 - (2) 当社の親会社及び兄弟会社（親会社の子会社）の業務執行者
 - (3) 次に掲げる当社の主要な取引先またはその業務執行者
 - ① 当社に製品もしくは役務を提供している取引先または当社が製品もしくは役務を提供している取引先であって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度において取引総額が当社単体売上高の2%を超える者または当社への取引先連結売上高の2%を超える者
 - ② 当社が借入れを行っている金融機関であって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度にかかる当社事業報告において主要な借入先として氏名または名称が記載されている者
 - (4) 当社から役員報酬以外の報酬を得ている弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタントであって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度において当社から1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
 - (5) 当社と取引のある法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度において当社からその団体の連結売上高の2%以上の支払を当社から受けた団体に所属する者
 - (6) 当社の株主であって、独立役員に指定しようとする直近の事業年度末における議決権所有割合（直接保有及び間接保有の双方を含む。）が10%以上である者またはその業務執行者
 - (7) 過去において上記（1）に該当していた者または過去10年間ににおいて上記（2）から（6）に該当していた者
 - (8) 上記（1）から（7）に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族
 - (9) 前各号に定める要件のほか、当社的一般株主との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者
3. 前項各号のいずれかに該当する場合であっても、指名委員会が総合的に判断し独立性を有する社外取締役としてふさわしいものと認めた場合、当社は、その者を独立役員に指定することができる。この場合、当社は、その者に独立性が認められると判断した理由について説明を行うものとする。
4. 独立役員の指定に際しては、指名委員会の諮問を経た上で本人の書面による同意に基づき当社が上場している証券取引所に届出を行う。

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度のわが国経済は、堅調なインバウンド需要や個人消費の改善など、景気の緩やかな持ち直しが見られました。一方で、ロシア・ウクライナ紛争や事業年度末頃からの中東情勢の緊迫化など地政学的リスクの高まりに加えて、資源・エネルギー価格の上昇や為替相場の変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

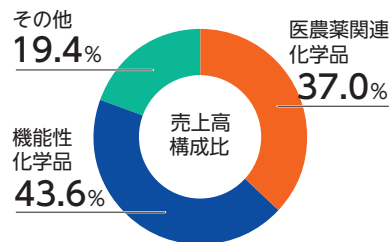
このような情勢のもとで、当社は、売価改定、拡販に注力するとともに、生産の合理化・効率化による製造原価低減など一層のコスト削減に取り組み、全社を挙げて収益確保に努めてまいりました。

しかしながら、当事業年度の売上高は、北米及び欧州向け医農薬関連製品や光学材料製品の販売が減少したこと等により、170億9百万円（前事業年度比15.0%減）となりました。損益面では、固定費の削減や原料価格低減による増益要因があったものの、売上高減少に伴う数量差損等の減益要因により、営業利益は3億64百万円（前事業年度比35.6%減）、経常利益は2億55百万円（前事業年度比28.3%減）となりました。これに加えて当期において減損損失を計上したことから、当期純損益は51億35百万円の損失（前事業年度は2億88百万円の利益）となりました。

製品グループ別売上高

(金額：百万円、構成比・増減比：%)

製品グループ	前事業年度		当事業年度		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減比
ファイイン製品 医農薬関連化学品	9,281	46.4	6,290	37.0	△2,991	△32.2
機能性化学品	8,043	40.2	7,424	43.6	△618	△7.7
その他	2,692	13.4	3,294	19.4	601	22.3
計	20,018	100.0	17,009	100.0	△3,009	△15.0



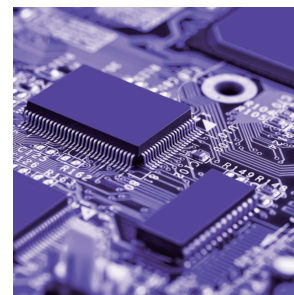
医薬中間体



農薬中間体原料



イオン液体 (KOELIQ®)



電子材料関連製品

(2) 設備投資の状況

当事業年度に実施した当社の設備投資総額（リース資産を除く）は19億65百万円となりました。ファイン製品設備等、設備の維持更新を目的とした設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当事業年度においては、アミンプラントの再構築に係る設備投資支出に充当するため、長期借入金4億円、および運転資金として短期借入金8億円を調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、為替相場の変動や長引く地政学リスク、特にイラン情勢に起因する原燃料の調達不安や価格急騰など、今後も不透明な経営環境が続くものと予想されます。

このような状況の中、当社は引き続き売価改定や拡販に取り組み収益の確保を図り、中期経営計画に掲げたスローガン『『変革への挑戦』KX2027』のもと、「収益力強化」「事業成長加速」「経営基盤強化」に取り組むことでイノベーションを加速し、企業価値向上に繋げてまいります。

①収益力強化

収益力強化につきましては、マルチプラント生産品目の拡販、アミン事業の競争力強化、気相プラントの将来計画検討に取り組んでおります。当社は、多様な特長を有し複雑な工程でも対応可能なマルチプラント群（CM I～IV、パイロットプラント）を有しておりますが、マルチプラントの収益力向上は喫緊の課題です。新規受託製品の導入や新規製品の開発に積極的に取り組むとともに、既存の基盤事業プラントとマルチプラント間との連携強化等を幅広く検討しております。これにより、生産可能な品目の幅をさらに広げ、プラント群をフルに活用した効率的な生産を目指します。

アミン事業の競争力強化においては、高経年化が進行するアミンプラントの再構築による安定供給体制の維持を図るとともに、インド企業との協業検討をはじめ、国内外のパートナーと連携し最適な生産体制の構築を目指しております。

また、気相プラントの将来計画については、CO₂吸収アミン化合物の量産化へ向けたラボ検討を完了しており、現在は工業化確立に向けた取り組みを推進しております。

②事業成長加速

(a)既存事業及び新規事業の拡大

石油化学工業向けの有機金属触媒の受託事業については、中国における大幅な生産能力増強を受けた石油化学品の供給過多により、当社の触媒需要が大きく減退し、現段階では未だ回復には至っていない状況です。引き続き有機金属触媒関連製品の拡販や新製品開発に注力致しますが、この他の電子材料や医薬中間体等の分野で既に新規引合いを受領している案件もあり、これらの分野の開発・受注を加速させてまいります。

また、カーボンニュートラル関連製品は、CO₂ 吸収アミンの供給を通じて2050年のカーボンニュートラル実現に貢献したいと考えております。当社が有する100種類を超えるアミン化合物ライブラリーと独自の有機合成技術を最大限に活用し、高性能なCO₂ 吸収材の開発と供給体制の構築を加速してまいります。

(b)住友化学グループとの事業拡大

住友化学グループとのシナジー強化を重点課題と位置付けており、特に住友化学株式会社のアドバンストメディカルソリューション部門との連携を一層深化させております。マルチプラントを最大限に活用することにより、グループとしての効率運営を推進してまいります。

③経営基盤強化

経営基盤強化は、(a)社員エンゲージメント向上 (E X)、(b)デジタル革新 (D X)、(c)サステナビリティ革新 (S X) に取り組み企業価値向上を目指しております。

(a)社員エンゲージメント向上 (E X)

事業を推進するのはヒトであり、社員エンゲージメントの向上なくして企業価値の向上はあり得ないと考えております。この認識のもと、当社独自に社員エンゲージメント指標を設定し2027年度は4.0以上の達成を目標としています。2025年度の結果は3.6となり2024年度と比較して「上司のマネジメントや信頼関係」「職場内の関係性やチームワーク」の項目が向上しました。改善の要因は社内大学「広栄MANABIYA」における様々な研修により、他者理解や効果的なフィードバックを学び、社員相互で信頼関係の構築が進んだものと考えています。

※社員エンゲージメント指標：従業員意識調査の総合指標10項目の平均値

(b)デジタル革新 (DX)

全社情報共有基盤であるOne KOEI Platformの拡充と高度活用を中心に生産性の向上と競争力の強化に取り組んでおります。

また、これらのDX推進を支える基盤として、昨今のサイバー攻撃をはじめとする各種脅威の高まりに鑑み、当社では情報セキュリティの一層の強化を図ってまいります。

(c)サステナビリティ革新 (SX)

当社は、住友化学グループの一員として、持続的な価値創造のための重要課題であるマテリアリティを共有しており、経済価値・社会価値を一体的に創出し持続的な成長とサステナブルな社会の実現により企業価値向上を目指しております。

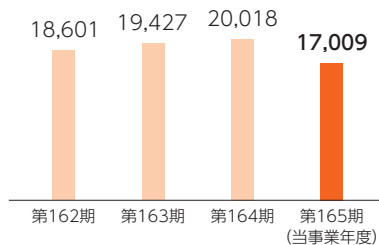
その実現に向け、サステナビリティに関する主要指標 (KPI) を設定しており、定期的に進捗を管理すると共にステークホルダーの皆様に開示し改善に向け推進しております。

また、TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース) 提言に基づく情報開示については、独自のシナリオ分析やインターナル・カーボンプライシングの導入等、積極的に対応することでプレゼンスの維持・向上を図っております。

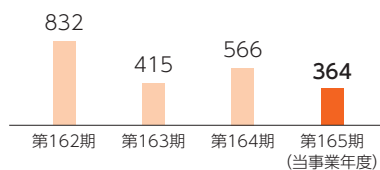
(5) 財産及び損益の状況

区 分	第162期 (2022年度)	第163期 (2023年度)	第164期 (2024年度)	第165期 (2025年度) 当事業年度
売上高 (百万円)	18,601	19,427	20,018	17,009
営業利益 (百万円)	832	415	566	364
経常利益 (百万円)	855	347	356	255
当期純利益又は当期純損失 (△)	690	299	288	△5,135
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	141.24	61.26	58.96	△1,049.89
総資産 (百万円)	39,082	39,304	35,218	29,869
純資産 (百万円)	22,054	21,819	21,616	16,089

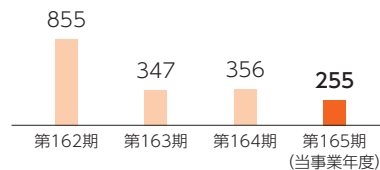
■ 売上高 (百万円)



■ 営業利益 (百万円)

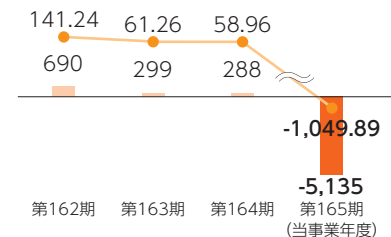


■ 経常利益 (百万円)

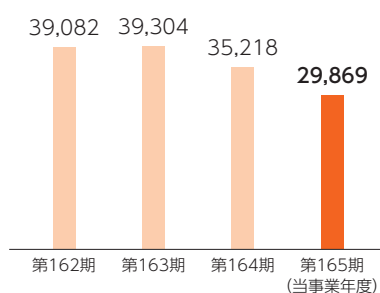


■ 当期純利益 (百万円)

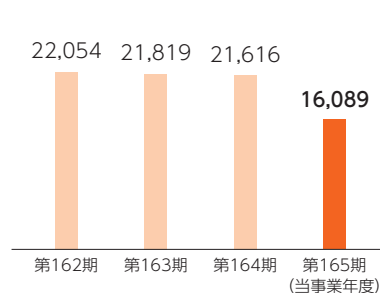
● 1株当たり当期純利益 (円)



■ 総資産 (百万円)



■ 純資産 (百万円)



(6) 重要な親会社の状況

会社名	資本金	当社に対する出資比率	事業上の関係
住友化学株式会社	90,179百万円	55.85%	1. 製品を販売 2. 主原料、用役等を購入 3. 事業所用地（千葉）の賃借

親会社との間の取引に関する事項は次のとおりであります。

① 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社である住友化学株式会社から主要原材料の供給を受けており、住友化学株式会社に製品を販売しております。また、事業所用地（千葉）を住友化学株式会社から賃借しております。これらの取引については、少数株主等の保護にも配慮し、対価その他の取引条件が市場実勢を勘案して通常の取引条件で行われるように留意しております。

② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

上記の取引に際して、当社は内容に応じた適正な手続きにより、親会社から独立して取引条件の適正性・合理性について最終的な意思決定を行っており、これらの取引が当社の利益を害することはないと当社の取締役会は判断しております。

・親会社と締結している重要な財務及び事業の方針に関する契約等

親会社である住友化学株式会社は、グループ戦略のもとでの事業展開、グループシナジーの発揮を図り、グループ全体での経営成果の最大化を実現することを目的として、グループ運営規程を定めております。本規程においては、当社の大規模な起業計画、投融資などグループとしてのリスク管理などが必要な事項については、当社の独立した意思決定を前提としつつ、親会社へ事前協議等を行うことを規定しております。

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

下記化学品の製造及び販売

ファイン製品：医農薬関連化学品、機能性化学品、その他ファイン製品

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

当 社	本 社	東 京
	千 葉 事 業 所 (千葉プラント・千葉研究所)	千 葉

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
402名	4名増	41.8歳	15.3年

(注) 従業員数には、嘱託、派遣社員、他の法人への出向者は含んでおりません。

(ご参考)

管理職に占める 女性労働者の割合 (注2)	育児休業取得率 (注3)		男女賃金格差(注4)		
	男性	女性	全労働者	正規雇用労働者	非正規雇用労働者
8.0%	80%	- (注1)	81.1 %	81.8%	32.0%
				内、管理社員	内、定年後再雇用
				95.8%	56.4%
				内、一般社員	内、臨時社員
				84.8%	74.0%

(注1) 当事業年度において対象者はおりませんでした。

(注2) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の規定に基づき算出したものであります。

(注3) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」第71条の6第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

(注4) 男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しております。賃金制度は従事する役割（職務）の大きさに基づく制度としており、従事する役割（職務）レベルが同一の場合の基準賃金に男女間の差はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,038百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,195百万円
住化ファイナンス株式会社	800百万円
農林中央金庫	774百万円
三井住友信託銀行株式会社	683百万円
日本生命保険相互会社	428百万円

2 会社の株式に関する事項（2026年3月31日現在）

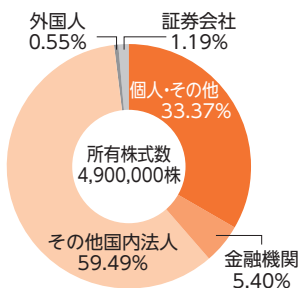
(1) 発行可能株式総数 16,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,900,000株

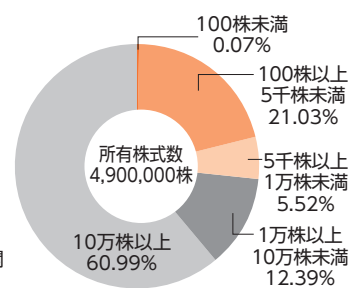
(3) 株主数 3,106名

(4) 大株主

所有者別株主分布状況



所有株数別株主分布状況



株主名	持株数 千株	持株比率 %
住友化学(株)	2,731	55.85
近畿産業信用組合	240	4.91
種田 修	103	2.11
阪本 重治	62	1.28
広栄化学社員持株会	53	1.10
丸石化学品(株)	33	0.69
高石 文夫	33	0.68
山田 晃	33	0.68
山崎 孝二	30	0.61
住友生命保険相互会社	20	0.41

(注) 1. 持株比率は、自己株式（8,980株）を控除して算定しております。
2. 持株数は千株未満を切り捨て、持株比率は小数点以下第3位を四捨五入しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	佐々木 康 彰	
取締役 専務執行役員	和 田 英 男	経理企画室、サステナビリティ推進担当
取締役	深 堀 敬 子	株式会社田中化学研究所 社外取締役
取締役	清 水 正 生	住友化学株式会社 常務執行役員 内部統制・監査 統括、法務部 人事部、大阪管理部 担当
取締役	上 田 亮 子	平田機工株式会社 社外取締役 株式会社TOKAIホールディングス 社外取締役 エーザイ株式会社 社外取締役 SBI大学院大学教授 京都大学経営管理大学院客員教授 公認会計士・監査審査会委員
取締役 常勤監査等委員	浜 辺 昭 彦	
取締役 監査等委員	瀧 口 健	
取締役 監査等委員	養 老 信 吾	弁護士
取締役 監査等委員	八 田 陽 子	日本製紙株式会社 社外取締役 味の素株式会社 社外取締役 学校法人国際基督教大学 評議員

- (注) 1. 取締役のうち、上田 亮子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、監査等委員である取締役のうち、瀧口 健氏、養老 信吾氏及び八田 陽子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、上田 亮子氏、瀧口 健氏、養老 信吾氏及び八田 陽子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役佐々木 康彰氏は2025年6月24日開催の第164期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
4. 監査等委員である取締役浜辺 昭彦氏は、事業会社の経理部門における長年の実務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役瀧口 健氏は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）における長年の実務経験、財務及び会計並びに経営全般に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役八田 陽子氏は、国際的な会計事務所における豊富な経験及び国際税務に関する相当程度の知見を有しております。

7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、重要な社内会議への出席、業務執行取締役及び使用人等からの情報収集及び内部監査部門との連携を図るべく、浜辺 昭彦氏を常勤監査等委員に選定しております。
8. 当社は、取締役清水 正生氏、上田 亮子氏、瀧口 健氏、養老 信吾氏及び八田 陽子氏との間で、非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しております。
9. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役、監査等委員である取締役及び執行役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を補填することを目的とする保険契約を締結しております。保険料については、当社が全額負担しております。
10. 当事業年度中に退任した取締役は、次のとおりであります。
 取締役 西本 麗 (2025年6月24日任期満了)
 取締役 江川 彰彦 (2025年6月24日任期満了)

(ご参考) 執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	大 畑 尚 志	物流購買室、総務人事室、内部統制・監査室担当
執行役員	大 山 明	生産・技術本部担当 生産・技術本部長
執行役員	浦 利 和	生産・技術本部副本部長、千葉プラント長
執行役員	小 原 克 英	営業本部担当 営業本部長
執行役員	上 川 徹	研究開発本部担当 研究開発本部長

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定方針に関する事項

・決定方針の決定方法

当社の取締役会は、任意の諮問機関である報酬委員会（社外取締役が主要な構成員）の答申を受けた上で、2021年2月26日の開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）を決議しております。また、2023年4月26日開催の取締役会において、当該方針の内容（賞与の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。））を一部変更し、新たに決議しております。

・方針の内容の概要

ア、基本方針

取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬等は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与により構成し、監査等委員である取締役の報酬等については、業務執行を行っていないことに鑑み賞与は支給せず、基本報酬のみとする。

イ、基本報酬の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、従事職務や中長期的な会社業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ、賞与の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業務執行取締役の業績連動報酬は賞与とし、短期、中期、長期の目標達成度合いに応じて算出された額を毎年、一定の時期に支給する。短期の指標は各事業年度の営業利益達成度合いとし、中期の指標は中期経営計画の目標値である投下資本利益率（ROIC）に対する達成度合い、長期の指標はサステナビリティに関するKPIに対する達成度合いとし、短期：中期：長期のバランスを5：3：2とする。

- エ、基本報酬及び賞与の取締役の個人別の報酬等に対する割合の決定に対する方針
業務執行取締役の報酬等の種類別の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて決定する。
なお、上位の業務執行取締役ほど報酬等における賞与のウエイトが高まる構成とし、当該事業年度の業績の動向をベースに支給総額を決定の上、職務内容等を勘案して役職ごとに定められたポイントに応じて按分した金額を各人に配分する。

- ・取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会（社外取締役が主要な構成員）が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っているため、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。
- ・取締役の個人別の報酬等の決定についての委任に関する事項
当事業年度における取締役の金銭報酬について、2025年6月24日開催の取締役会において代表取締役社長 社長執行役員（以下、代表取締役社長という。）佐々木 康彰に個人別の報酬等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定を行っております。
代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を確保する観点から、取締役会の任意の諮問機関である報酬委員会（社外取締役が主要な構成員）に原案の立案を諮問し、答申を得ており、代表取締役社長は、その答申内容に沿って個人別の報酬等の額を決定しております。

- ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の当社第155期定時株主総会におきまして報酬年額192百万円以内（うち社外取締役10百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は8名です。
監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月24日開催の当社第155期定時株主総会におきまして報酬年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	85百万円 (6百万円)	79百万円 (6百万円)	6百万円 (一)	—	7名 (1名)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	36百万円 (18百万円)	36百万円 (18百万円)	—	—	4名 (3名)
合計 (うち社外取締役)	121百万円 (24百万円)	115百万円 (24百万円)	6百万円 (一)	—	11名 (4名)

- (注) 1. 業績連動報酬として取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して賞与を支給しております。
2. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、短期は各事業年度の営業利益達成度合い、中期は中期経営計画の目標値である投下資本利益率（ROIC）に対する達成度合い、長期はサステナビリティに関するKPIに対する達成度合いとしております。当該業績指標を選定した理由は、短期・中期・長期のインセンティブをバランスよく機能させるという観点から適切と判断したためであります。
3. 業績連動報酬（賞与）の算定に用いた業績指標に関する実績値は、営業利益3億64百万円、投下資本利益率0.9%であります。長期指標であるサステナビリティに関するKPI達成度は、11項目あるKPIの内4項目改善した実績に基づいて算定しております。

4 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先との関係

区分	氏名	重要な兼職先である法人等	重要な兼職の内容	重要な兼職先である法人等と当社との関係
取締役（社外）	上田 亮子	平田機工株式会社 株式会社TOKAIホールディングス エーザイ株式会社 SBI大学院大学 京都大学経営管理大学院 公認会計士・監査審査会	社外取締役 社外取締役 社外取締役 教授 客員教授 委員	特別の関係はありません。
取締役 監査等委員	八田 陽子	日本製紙株式会社 味の素株式会社 学校法人国際基督教大学	社外取締役 社外取締役 評議員	特別の関係はありません。

(2) 主な活動状況

区分	氏名	主な活動内容/ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（社外）	上田 亮子	国内外の金融機関、研究所、大学における豊富な経験及びコーポレートガバナンス、サステナビリティ、IR/SRなどに関する高い見識並びに他社での社外取締役としての客観的視点に基づく監督・助言が期待されております。 当事業年度開催の取締役会には14回のうち13回に出席し、主にコーポレートガバナンスについての知見に基づく観点、IR/SRの知見に基づく観点から適宜発言を行っております。 なお、同氏は、取締役会の諮問機関である任意のサステナビリティ委員会の委員を務めております。当事業年度開催の委員会に出席し、当社の取り組み及び課題について助言を行いました。

事業報告

区分	氏名	主な活動内容/ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等委員	瀧口 健	<p>企業経営者としての実績及び経験並びに金融及び財務についての見識に基づく監督・助言が期待されております。</p> <p>当事業年度開催の取締役会には14回の全て及び監査等委員会には13回の全てにそれぞれ出席し、住石貿易株式会社の取締役副社長として経営に参画した経験から有する経営全般の知見及び株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）における長年の実務経験に基づく金融及び財務の知見から適宜発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は、取締役会の諮問機関である任意の指名委員会及び報酬委員会の委員を務めております。当事業年度開催の各委員会にそれぞれ出席し、客観性・合理性ある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の指名・報酬の決定を行いました。</p>
取締役 監査等委員	養老 信吾	<p>弁護士としての実績に基づき、法律面を中心とした監督・助言が期待されております。</p> <p>当事業年度開催の取締役会には14回の全て及び監査等委員会には13回の全てにそれぞれ出席し、主に法律分野について弁護士としての知見に基づく観点から適宜発言を行っております。</p>
取締役 監査等委員	八田 陽子	<p>国際的な会計事務所における豊富な経験及び国際税務などに関する高い見識並びに他社での社外監査役及び取締役監査委員会委員としての客観的視点に基づく監督・助言が期待されております。</p> <p>当事業年度開催の取締役会には14回の全て及び監査等委員会には13回の全てにそれぞれ出席し、主に会計分野についての知見に基づく観点、客観的視点に基づく観点から適宜発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は、取締役会の諮問機関である任意の指名委員会及び報酬委員会並びにサステナビリティ委員会の委員を務めております。当事業年度開催の各委員会にそれぞれ出席し、客観性・合理性ある経営陣の業績評価に基づいた経営陣の指名・報酬の決定を行いました。サステナビリティ委員会では、当社の取り組み及び課題について助言を行いました。</p>

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

報酬等の額	36百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36百万円

(注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分ができないため、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2.上記報酬等の額について、当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検証・確認し、監査報酬の妥当性を総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第3項に基づき、同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項の各号に定めるいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性及びその職務の遂行状況に鑑み、会計監査人が継続して職務を遂行することに関して重大な疑義が生じた場合または監査実施の有効性及び効率性の観点から必要があると判断した場合には、会社法第399条の2第3項第2号の規定に基づいて、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆様の長期的かつ安定的な利益の確保と、当社の各事業年度における業績の状況及び将来的な事業展開に備えるための株主資本の充実などとのバランスを総合的に勘案し、剰余金の配当等を決定することを基本方針にしております。

上記の基本方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、2026年5月13日開催の取締役会におきまして、期末配当金として1株当たり50円を配当する旨決議しており、中間配当金1株当たり30円と合わせ、1株当たり80円とさせていただきます。

(注) 本事業報告に記載しております数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	当事業年度 2026年3月31日現在	前事業年度 2025年3月31日現在
(資産の部)		
流動資産	14,307,955	13,039,523
現金及び預金	433,043	324,825
売掛金	4,277,229	4,617,256
商品及び製品	5,013,162	4,244,944
仕掛品	2,023,928	1,662,263
原材料及び貯蔵品	2,320,618	2,052,341
前払費用	32,876	33,225
その他	207,096	104,665
固定資産	15,561,068	22,179,099
有形固定資産	13,903,519	21,531,932
建物	4,501,287	8,314,382
構築物	2,010,922	2,729,398
機械及び装置	4,663,435	8,671,612
車輛運搬具	775	3,159
工具、器具及び備品	487,727	490,446
土地	9,337	29,219
リース資産	932,878	971,878
建設仮勘定	1,297,155	321,835
無形固定資産	101,966	105,924
ソフトウェア	97,635	101,593
施設利用権	4,330	4,330
投資その他の資産	1,555,581	541,241
投資有価証券	96	96
関係会社株式	10,000	10,000
長期前払費用	73,564	79,485
差入保証金	327,744	372,865
繰延税金資産	1,113,041	47,648
その他	35,706	35,716
貸倒引当金	△4,571	△4,571
資産合計	29,869,023	35,218,622

科目	当事業年度 2026年3月31日現在	前事業年度 2025年3月31日現在
(負債の部)		
流動負債	8,737,152	7,265,787
買掛金	1,733,003	2,097,897
短期借入金	4,118,000	3,316,000
リース債務	27,999	27,325
未払金	1,134,763	897,413
未払費用	3,054	2,669
未払法人税等	71,705	114,532
契約負債	2,629	328
賞与引当金	159,000	164,000
受注損失引当金	—	20,904
預り金	23,606	22,416
設備関係未払金	1,463,390	602,299
固定負債	5,042,056	6,336,690
長期借入金	1,900,000	3,168,000
退職給付引当金	2,016,158	2,016,277
リース債務	933,804	961,804
長期預り金	189,196	187,603
その他	2,898	3,006
負債合計	13,779,209	13,602,477
(純資産の部)		
株主資本	16,089,813	21,616,144
資本金	2,343,000	2,343,000
資本剰余金	1,551,049	1,551,049
資本準備金	1,551,049	1,551,049
利益剰余金	12,210,138	17,736,469
利益準備金	341,210	341,210
その他利益剰余金	11,868,928	17,395,259
固定資産圧縮積立金	1,608,186	1,715,937
別途積立金	10,402,000	10,402,000
繰越利益剰余金	△141,258	5,277,321
自己株式	△14,374	△14,374
純資産合計	16,089,813	21,616,144
負債・純資産合計	29,869,023	35,218,622

計算書類

損益計算書

(単位：千円)

科目	当事業年度	前事業年度
	2025年4月1日から2026年3月31日まで	2024年4月1日から2025年3月31日まで
売上高	17,009,185	20,018,256
売上原価	12,019,462	15,319,637
売上総利益	4,989,723	4,698,619
販売費及び一般管理費	4,625,245	4,132,360
営業利益	364,477	566,258
営業外収益	30,819	7,468
受取利息及び配当金	541	498
為替差益	19,334	－
受取保険金	5,004	－
その他の収益	5,939	6,970
営業外費用	139,793	217,482
支払利息	114,447	88,601
遊休資産諸費用	15,322	25,910
為替差損	－	94,848
その他の費用	10,023	8,122
経常利益	255,504	356,244
特別利益	6,762	5,801
固定資産売却益	6,762	－
投資有価証券売却益	－	5,801
特別損失	6,431,708	28,066
減損損失	6,395,208	－
株式交換関連費用	24,682	－
固定資産除却損	11,818	23,726
投資有価証券売却損	－	4,340
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失(△)	△6,169,442	333,979
法人税、住民税及び事業税	31,000	120,000
法人税等調整額	△1,065,393	△74,403
当期純利益又は 当期純損失(△)	△5,135,049	288,382

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

広栄化学株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 健太郎
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松尾 洋孝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、広栄化学株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第165期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第165期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 財務報告に係る内部統制について、取締役等及び会計監査人有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、会社法施行規則第118条第5号イに定める当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び同号口の当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において、取締役等からは有効である旨の、また会計監査人有限責任 あずさ監査法人からは開示すべき重要な不備に相当すると思われる不備は認識していない旨の報告を、それぞれ受けております。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

広栄化学株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	浜 辺 昭 彦	㊟
社外監査等委員	瀧 口 健	㊟
社外監査等委員	養 老 信 吾	㊟
社外監査等委員	八 田 陽 子	㊟

(注) 社外監査等委員 瀧口 健、養老 信吾、及び八田 陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

交通機関

JR内房線 長浦駅

北口 徒歩約30分

送迎バスのご案内

長浦駅から次のとおり
送迎バスを運行いたします。

改札口から送迎バス乗り場まで
係員がご案内いたします。

交通渋滞等により会場まで時間
を要する場合がございますので、
余裕をもってお越しください。

長浦駅北口出発時刻

9時30分

株主総会終了後も、会場から長
浦駅まで随時運行いたします。

<来場される株主様へお願い>

・咳症状がある場合はマスクを着用いただくなど、周囲の株主様へのご配慮をお願いいたします。

開催
場所

千葉県袖ヶ浦市北袖25番地

当社千葉事業所総合事務所 4階大会議室

